

会議の運営方法について

平成 24 年 11 月 8 日 (木)

項 目	(案)
1. 会議の公開について	<ul style="list-style-type: none"> ・規則では、原則公開 ※ただし、特段の理由があるものを除く。
2. 会議の傍聴について (傍聴人の定員の決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の広さに応じて、傍聴席を設ける。 (規則では、5席以上) ※本日の会場の定員は10名
3. 会議の傍聴について (傍聴要領の決定)	傍聴要領 (案)
4. 会議録の作成方法について (筆記方法…全文筆記又は、要約筆記) (発言者の表記方法…氏名表記又は、 「委員」表記)	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記方法 要約筆記 (全部筆記に近い形) ・発言者の表記方法 発言者の氏名又は、「委員」での統一表記
5. 会議録の確定方法について	<p>会議録 (案) を作成 (事務局)</p> <p>↓</p> <p>委員全員に郵送 (確認)</p> <p>↓</p> <p>事務局での加筆修正</p> <p>↓</p> <p>会長に確認 (署名)</p> <p>↓</p> <p>会議録の確定</p>
6. 会議録の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁 1 階の行政資料室で配布 ・市ホームページで公表

印西市特別職報酬等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示により会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴することができない者

次に掲げる事項に該当する者は、会議を傍聴することができません。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、ビラの類を携帯している者
- (3) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守り傍聴してください。

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、審議会委員長（議長）の指示に従うこと。
- (2) 拍手その他の方法により、会議における発言に対して、公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 発言し、又は騒ぎ立てないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会委員長（議長）の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴人が、3の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

○印西市特別職報酬等審議会条例

昭和39年12月25日条例第33号

改正

平成8年3月26日条例第31号
平成9年3月28日条例第18号
平成18年3月8日条例第1号
平成18年12月15日条例第29号
平成20年10月8日条例第26号
平成24年3月28日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市議会の議員の議員報酬等の額について審議するため、審議会を置く。

(所掌事項)

第3条 市長は、市議会の議員の議員報酬の額又は市長若しくは副市長の給料の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬又は給料の額について、審議会の意見を聞くものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について、審議会の意見を聞くことができる。

(委員)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市の区域内の公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募により選出された市民

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長にも事故のあるとき、又は副会長も欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第31号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第18号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月8日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日条例第29号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月8日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。